

早速、葬儀社の担当者とお別れの会（葬儀）の打ち合わせをしましたが、Wさんの契約条件では、適用されない葬儀内容であることが判明しました。

Wさんの生前のお話や生活状況から、“豪華でなくともよいのできちんと葬送して欲しい”ということだと考え、ご親族にお伝えしました。故人の意思を尊重されたご親族により、茅ヶ崎では簡単なお別れ会が行なわれ、過去の後見担当者を含みSネットのメンバーが多数参列し、お別れを惜しみました。その後、菩提寺で葬儀と納骨を行っていただくことができました。



5. 死後の事務

Wさん死亡と同時に、補助人が管理している財産の権利は、法定相続人に移転することになります。

死亡により補助人の代理権は消滅するので、補助人が保管している銀行の預金通帳やキャッシュカードのお預かりと入院費用や施設利用料の支払についての同意書を、法定相続人からいただいておくよう、Sネットの弁護士からのアドバイスがありました。早速、相続人の代表者に手配しました。

6. 相続人の調査と財産引き渡し

Wさん死亡後の、補助人の大事な任務は、本人からお預かりした財産を、相続人に間違いなくお渡しすることです。そのため戸籍事項証明書（戸籍謄本や除籍謄本など）を取寄せて、法定相続人を確認する必要があります。

補助開始の審判が、平成14年7月と相当歳月が経過し、補助人の記録を探したが見つからないので、家庭裁判所に記録閲覧申請しました。家庭裁判所では、戸籍事項証明書の必要なところをコピーして送ってくれ、担当者としては大いに助かりました。もちろん後から手数料をお送りしました。

相続人調査では、交流のなかった二人の代襲

相続人の住所を探して、相続開始のお知らせをお送りしました。突然見ず知らずのNPO法人から、相続に関する連絡が来たら不審に思い、返事もいただけないのでと心配しましたが、さっそく全員から回答をいただき手続きを進めることができました。

相続人の代表者に事務所においていただき、財産を引き渡したのが、サザンオールスターズの茅ヶ崎公演の初日だったことが思い出されます。

7. 補助事務終了報告書の提出

相続人代表者へ財産引き渡し後、補助事務終了報告書に、相続財産の領収書など（コピー）を付けて横浜家庭裁判所に提出し、Sネットの補助人としての事務は終了しました。Wさんの死亡からから約10ヶ月後のことでした。



8. 温かな心と冷めた頭で

Wさんの10年数間の活動記録を見ると、先輩の担当者たちは「身上監護を重視した法人後見活動」を指針として、本人に寄添い温かな心で接し、Sネット全体でその心を共有しながらも、一方で冷めた頭で後見担当者の活動をチェックする機能を働かせ、難しい課題に果敢に挑戦し、その解決策を模索して、具体的な後見活動に結び付けたことが伺われます。



本シリーズ1回目から3回目に法人後見活動が、詳しく紹介されています（SネットのHPに広報誌のバックナンバーが掲載されています。）。

9. みんなのチェックで

後見活動のバランスをはかる

成年後見制度を定めた法律には、後見活動の詳しい内容は定められていないため、Sネットは「身上監護を重視した法人後見活動」を指針として後見活動を行い、また、今後もこの指針は引き継がれていくものと考えます。

各担当者は、いつも温かな心と冷めた頭を心に留めて活動したと思います。

後見担当者は、自分の考え方や嗜好などに偏ることなく、本人の生活の状況を注視して、身上監護も財産管理もバランスよく行うことで、後見活動の質が担保され、Wさんの生活と権利が守られたと考えます。

後見制度に関連する法律や家庭裁判所の運用も時々変更されるので、そのフォローも必要です。法人後見担当者は、日常的に知識の習得や研修を怠らず、後見活動の質を高める必要性を痛感しました。

自分の意思を十分に伝えられない、高齢者や障がい者を対象にする後見活動では、本人の意思が何かを慎重に探る「意思決定支援」の必要も経験しました。



Sネットでは、法人担当者個人の嗜好や考え方により、後見活動が偏らないよう、2名以上の法人後見担当者がチームを組んで活動しています。また、毎月開催される権利擁護委員会と法人後見担当者が参加する法人後見委員会において、各担当者からの報告と課題の検討が活発に行われ、後見活動の質を担保するよう努めています。

Wさんの場合も、チームワークが機能して、担当者Aが活動できない場合は、直ぐ担当者Bが代わって活動するという、バックアップ体制も働き、法人後見活動の長所が発揮できたと考えます。

10. 第三者（専門職）後見人と親族後見人の良いとこ取りを目指して

親族以外の第三者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などが後見人に選任された場合、一般的に専門職後見人と呼ばれています。

専門職後見人は、国家資格を



有する各分野のエキスパートです。

一方で親族後見人の多くは、本人に日常的に接しており、本人の生活や嗜好なども熟知しているのが一般的です。第三者後見人は出来ないとされる手術などの同意や入院・施設入所の際の身元保証人・身元引受人も、親族後見人は可能です。

Sネットのメンバーには、市民だけでなく、福祉や介護の専門家（大学の先生）数名の他にも法律専門家も幾人か参加されています。

Wさんの後見活動では、本人には市民目線で接し、後見活動の問題の解決やチェックには、市民目線だけでなく専門家の厳しい目線も加わりました。

そのためWさんの後見活動においては、親族後見人の長所と専門職後見人の良いとこ取りができるのではないかでしょうか。

もちろん幾つかの改善点も見つかり、今後とも後見担当者の努力がなされると期待しています。



11. 今後の課題として

最期に、Sネットの今後の後見活動の課題を挙げなければなりません。

最大の課題は、法人後見担当者の増員を図ることです。



Sネットは、法人後見の受任を依頼されますが、後見担当者のなり手が不足し、新規の受任をお断りせざるを得ないのが現状です。

その解決策としては、Sネット内部からだけでなく、広く市民から人材を募るために、Sネットの後見活動を知ってもらう必要があると考えます。

Sネットが、後見担当者を独自に養成することは、大きな負担でもあり、現実的な増員方法とは思えません。そのため、例えば大学などの

市民後見人養成研修を修了した方などで、適任者がいれば、個々に活動参加を打診することも、検討する必要があると考えます。

以上



- 【広報でのWさん法人後見（補助人）活動】
シリーズ1回目（2014年7月28日発行）
第36号 大石 剛一郎
シリーズ2回目（2014年9月23日発行）
第37号 永峯 千尋
シリーズ3回目（2014年12月25日発行）
第38号 神野 トシ子

はみだしコラム

曇下がりの小田急線の電車の中での話です。日差しが差しこむ車内は暖かくゆったりしていて、とまどろんでしまいそうでした。遠くの方で赤ちゃんのぐずる声がしていました。駅に着くと、大きなスポーツバックを持った体の大きな男子高校生が7人ほど乗ってきて、バラバラに空いている席に座りました。私の近くに座った4人が遠くの学生に向かって『へん顔』なんかしてるんじゃないねえよ。ああ、元々そういう顔かあなどとからかっていました。そのうち赤ちゃんのぐずり声が消え、からかっていた学生が「あんな小さな赤ちゃんでも『へん顔』が分かるんだなあ」と言ったので、赤ちゃんの傍に座った学生が、赤ちゃんをあやしていたのだと気が付きました。でもまた、あやしが効かなくなつたのか赤ちゃんのぐずり声はさらに大きくなってしまいました。

すると向かいに座っていた学生が「お母さん、あんたの娘は『ママ、ママ、私とスマホどっちが大事なの？』って抗議してむずかっているんだぜ！ 分かってやれよ。そろそろスマホをいじるのを止めて、子どもの面倒を見てやれや！」とつぶやいたのでした。近くにいた学生同士、そうだそうだと頷きあっています。遠くにいるお母さんにその声が聞こえたとは思えませんが、スマホをしまって赤ちゃんをあやしたのでしょう、静かになりました。「そうだよ、それで良いんだよ。」と、学生たちは囁き合って、自分たちのおしゃべりに戻っていました。

ああ、この赤ちゃんの代弁者の若者たちは、「スマホが第一」のような世代だけれど、きっと子どもを大事にする大人になってくれるだろうと、とても頼もしく感じたのでした。

賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。
賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいようお願い申し上げます。

◇賛助会員会費 •個人 年額 一口 1,000円 (一口以上)
 •法人 年額 一口 5,000円 (一口以上)

◇ご入会の方法：郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください
郵便振替口座番号：00210-9-75496
口座名義人：NPO法人 Sネットオンブズマン

